

光回線サービスの勧誘にご注意！

2015年2月より、NTT東日本とNTT西日本（以下「NTT東西」）が光回線サービスの卸売りを開始しました。卸売りを受けた様々な事業者（以下「光コラボ事業者」）が提供する光回線サービスをコラボ光といい、プロバイダーや携帯電話等の様々なサービスと組み合わせて販売されています。



相談事例

- 契約先のプラン変更だと思ったら、別事業者との契約になっていた。
- 解約したいが、連絡先がわからない。
- 光回線の変更が必要であるかのような勧誘により契約してしまった。
- 料金が安くなるといわれて契約したら、説明されていないオプションが契約になっており、高額な請求を受けた。



問題点

- NTT東西と誤認させ、別事業者との契約になることを認識させていない。
- 変更しなければならないとの誤った説明で契約させている。
- 勧誘時に契約に関する料金が正しく説明されていない。



アドバイス

コラボ光はNTT東西との契約ではなく、光コラボレーション事業者との新たな契約であることを理解しましょう。

☆現在の契約内容を確認しておきましょう。

☆勧誘された事業者名やサービス名、連絡先等、コラボ光の契約内容を確認しましょう。

☆現在の契約内容とコラボ光の契約内容を比べた上で検討しましょう。

☆契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、すぐに光コラボレーション事業者に出しましょう。

※コラボ光は電気通信事業法の「初期契約解除制度」の対象です。契約書面が届いた日を初日とした8日目までの間の契約解除を行う旨の書面を出すことで中途解約の違約金の負担なく契約解除が可能です。

■問い合わせ■

茨城県消費生活センター

☎ 029 - 225 - 6445

常陸大宮市消費生活センター

☎ 0295 - 52 - 2185（直通）（本庁商工観光課内）

※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。